一般社団法人滋賀県警備業協会の入会・退会手続に関する規程

（趣　旨）

1. この規程は、一般社団法人滋賀県警備業協会の入会手続及び退会手続並びに会費

の納入について、必要な事項を定めるものとする。

（入　会）

第２条　会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式第１号「賛助会員になろうとす　る者の入会申込書は別記様式第１号の２」）に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、賛助会員については、第４号から第７号は適用しない。

 （１）登記簿謄本の写し（法人のみ）

 （２）会社の経歴書

 （３）代表者の経歴書

 （４）警備業法第５条第２項に規定する認定書の写し及び同法第９条に規定する営業所　　　の届出書の写し

 （５）労働保険成立届出書の写し

 （６）誓約書（別記様式第２号）

 （７）会員２名による入会推薦書（別記様式第３号）

（入会金及び会費）

第３条　入会金及び会費は、次の各号のとおりとする。

 （１）入会金

 正会員　　　１００，０００円

 賛助会員 なし

 （２）会費

 正会員 ２０，０００円

 賛助会員 ２，０００円

２　納入の方法は、次の各号のとおりとする。

 （１）入会金は、入会後遅滞なく納入しなければならない。

 （２）会費は、毎月又は３ｶ月若しくは６ｶ月ごとに前納しなければならない。

 ただし、新に入会した者にあっては、入会後速やかに納入するものとする。

　 （３）退会、又は除名される前に納入した入会金、会費等は返還しない。

（変更届）

第４条　会員は、次の各号に変更があったときは、速やかに変更届（別記様式第４号）を　会長に提出しなければならない。

 　 （１）郵便番号・会社の所在地

 　（２）会社名

 　（３）認定番号

 　（４）代表者

 　（５）電話番号

 　（６）ＦＡＸ番号

　　 （７）資本金

　　 （８）会社用メールアドレス

　　 （９）業務区分

（退　会）

第５条　会員は、退会しようとするときは、退会届（別紀様式第５号）を会長に提出しな　ければならない。

（退会勧告）

第６条　会長は、会員が次の各号に該当する場合は、理事会の承認を得て退会を勧告する　ことができる。

 （１）警備業法第４９条（営業停止等）に基づき公安委員会の処分を受けた場合

 （２）定款第１０条第１号、第２号、第３号及び第１１条第１号、第２号のいずれか

　　　　に該当した場合

附則

この規程は、昭和６３年４月１日より施行する。

附則

この規程は、平成６年４月１日より施行する。

附則

この規程は、平成２１年４月９日より施行する。

附則

この規程は、平成２４年４月１日より施行する。

附則

この規程は、令和５年７月１日より施行する。